藻

類

THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和32年12月 December 1957

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~	~~	~~	~~~	~~~
				Jage.	
目次	S. Company				
東北地方産海藻雜記 (2)	111	觴	阳	=	67
クラミドモナスのグリコール酸分泌 RAL	РН	A. I	EW	/IN	74
京都及び近郊の水田産ケイソウ (1)	金	鋼	善	恭	76
ワカメの特別な産状	氏	家	曲	=	80
アシッキ Nostoc verrucosum VAUCHER	御	船	政	明	83
碩学と新進、2人の藻類学者の死去	広	瀬	挺	幸	73
新著紹介 ティラー著 北アメリカ北東沿岸産海藻 (1957) (改訂版)	••••				84
学 会 錄 事					86
日本藻類学会会員名祭 ······					89
		A 14			

日本藻類學會 JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会会則

(総則)

第1条 本会は日本藻類学会と称する。

第2条 本会は薬学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを 目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 1. 大会の開催(年1回)
- 2. 藻類に関する研究会, 講習会, 採集会等の開催
- 3. 定期刊行物の発刊
  - 4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会員)

第6条 会員は次の3種とする。

- 1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承諾するもの)
- 2. 名誉会員 (薬学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の 推薦するもの)
- 3. 特別会員(本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、 役員会の推薦するもの)
- 第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し名誉会員及び特別会員は 会費を要しない。

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

会 長 一 名 (任期は2ヶ年とする)

幹 事 若干名 (任期は2ヶ年とする)

会長は総会に於て会員中よりこれを選出する。幹事は会長が会員中よりこれを指 名する。

(刊 行 物)

第10条 本会は定期刊行物「藁類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。

附 則

この会則は昭和28年10月11日から施行する。